

「青森市立地適正化計画の改定（素案）」に対する意見募集の結果について

「青森市立地適正化計画の改定（素案）」に対する意見募集に対し、ご意見をいただき誠にありがとうございました。

1 意見の募集期間

令和 7 年 1 月 6 日（月）から令和 7 年 2 月 5 日（水）まで

2 意見の募集方法

公表資料を市ホームページに掲載したほか、青森市都市整備部都市政策課（本庁舎 3 階）、ロビー（本庁舎 1 階）、情報公開コーナー（本庁舎 3 階）、駅前庁舎総合案内そば縦覧スペース（駅前庁舎 1 階）、柳川情報コーナー（柳川庁舎 1 階）、浪岡庁舎閲覧コーナー（浪岡庁舎 1 階）、各支所（5 箇所）、各市民センター（11 箇所）、東岳コミュニティセンター、高田教育福祉センター、浪岡中央公民館に備え付けました。

また、意見の提出方法は、電子メール、郵送（封書・はがき）、ファックス及び直接持参のいずれかによることとしました。

3 提出された意見

1 名の方から 7 件のご意見をいただきました。意見の内訳は次のとおりです。

意見の内訳	反映	記述・ 整理済	実施段 階検討	反映 困難	その他	対象 事項外	計
第 1 章 都市機能・居住の立地の適正化に 関する基本的な方針	1	1	0	0	0	0	2
第 2 章 地区拠点区域（都市機能誘導区域等）	0	2	0	0	0	0	2
第 4 章 防災指針	0	0	0	1	0	0	1
第 5 章 実現化方策	1	0	0	0	0	0	1
その他 概要版	0	0	0	0	0	1	1
計	2	3	0	1	0	1	7

- 「反映」・・・記述の追加等意見の全部又は一部を反映させるもの
- 「記述・整理済」・・・計画に記述しているもの、市の考え方が整理されているもの
- 「実施段階検討」・・・計画の実施段階で検討するもの
- 「反映困難」・・・反映が困難なもの
- 「その他」・・・上記以外のもの
- 「対象事項外」・・・施策の体系外への意見

4 計画の策定

「青森市立地適正化計画」は、皆様からいただいたご意見・ご提案を踏まえ、令和7年3月に改定しました。

5 意見の募集結果と策定した計画の公表

「提出された意見の概要と市の考え方」と、改定した「青森市立地適正化計画」につきましては、市のホームページに掲載するほか、青森市都市整備部都市政策課（本庁舎3階）、ロビー（本庁舎1階）、情報公開コーナー（本庁舎3階）、駅前庁舎総合案内そば縦覧スペース（駅前庁舎1階）、柳川情報コーナー（柳川庁舎1階）、浪岡庁舎閲覧コーナー（浪岡庁舎1階）、各支所（5箇所）、各市民センター（11箇所）、東岳コミュニティセンター、高田教育福祉センター、浪岡中央公民館でご覧いただけます。

なお、縦覧期間については、令和7年5月1日（木）から令和7年5月31日（土）までとしておりますが、市のホームページでは随時ご覧いただけます。

（公表資料）

- 「青森市立地適正化計画の改定（素案）」に提出された意見の概要と市の考え方
- 「青森市立地適正化計画【概要版】」
- 「青森市立地適正化計画」

6 お問い合わせ先

青森市都市整備部 都市政策課 電話 017-752-7977

「青森市立地適正化計画の改定（素案）」に提出されたご意見と市の考え方

○意見数 1 名（7 件）

No	項目	意見内容	市の考え方	反映状況
1	第 1 章 都市機能・ 居住の立地 の適正化に 関する基本 的な方針	P16、P53 市民意識調査の利用について 市民意向調査が H28 年実施ということで、約 8～9 年前の調査となっていますので、今の市民が思っていること、考えていることが変わっている可能性があります（知事や市長も変わったので）。せっかく立地適正化計画を見直すなら、アンケートを市民に実施すべきだったかと思います。市が様々な計画のアンケートとして市民意向調査を実施しているのであれば、定期的の実施すべきですが、予定はありますでしょうか。（ほかの調査やアンケート等で最新の市民意見がまとまっているものがなければ、この結果を使用せざるを得ないと考えますが、やはり古いと思います。）	平成 30 年 3 月に策定した本市の立地適正化計画は、基本的な方針や誘導区域の設定等の考え方の整理を行うために、平成 28 年当時に行った市民意識調査の結果を活用しています。 国においては、立地適正化計画は概ね 20 年後の都市の姿を展望して、作成しているものであり、また居住や都市機能の誘導には一定の期間を要するものであることから、基本的な方針や誘導区域が短期間に大幅に変更されることは、誘導による都市機能の再編に混乱を来す可能性があることに留意が必要とされています。 なお、今後、社会経済情勢等の環境の変化があった場合には、本計画の基本的な方針や誘導区域の設定等の考え方を見直しする必要があると考えておりますが、その際には市民意識調査をはじめとしたアンケート調査の実施を検討します。	記述・ 整理済
2	第 1 章 都市機能・ 居住の立地 の適正化に 関する基本 的な方針	P36 図面色合いについて 「図 44 人口分布とバス交通カバー圏」ですが、公共交通カバー圏と 1,000～1,250 の色が似ているため、見にくくなっているので、色を見直していただきたいです。また、「1,000～1,250」の単位も記載してほしいです。	凡例に単位（人）を付すとともに、図面が見やすくなるよう背景を修正しました。	反映
3	第 2 章 地区拠点区 域（都市機 能誘導区域 等）	今回の立地適正化計画見直しに県立病院の浜田地区移転決定は間に合っているのか。 病院立地の見直しが突発的で、今回の計画の見直しが間に合わなかった可能性があるな、と感じましたが、実際はどうなのでしょう。 また、間に合っていない場合、病院側の計画が具体的にできれば、再度立地適正化計画を見直す方向性で間違っていないでしょうか。都市機能誘導区域や誘導施設に影響すると思います。	本市の立地適正化計画における地区拠点区域の配置に当たっては、都市機能の集積状況、市民の移動状況を踏まえ、既存ストックの有効活用を前提に、地区拠点区域の 5km 圏で用途地域を指定している区域をカバーできるよう、市内のバランスを考慮して配置しています。 また、誘導施設については、特定の施設を対象としているものではなく、多くの市民及び周辺市町村からの利用が見込まれ、市全域は広域的な観点から配置すべき施設等である「高次な都市機能を有する施設」の中から、都市づくりに係る関連計画等を踏まえ各地区拠点に必要な誘導施設として設定していることから、各地区拠点の誘導方針を変更する必要はないものと考えております。 なお、今後、社会情勢等の環境の変化に伴い、本計画の見直しが必要となった場合には、本計画の見直しを検討していきます。	記述・ 整理済
4	第 2 章 地区拠点区 域（都市機 能誘導区域 等）	P54 生活拠点区域 とは？ 市独自の区域である「生活拠点区域」は都市再生特別措置法の都市機能誘導区域ではない、ということなのでしょう。表を見ている限りだと、都市機能誘導区域とはまた別であり、似ているけど全く違う区域で、誘導施設をまとめているけれど、法律上の区域ではないため、誘導施設の廃止届の対象外区域とも受け取れます。この書き方だと、市民も事業者も混乱し、結局どっちなの？となっていると思います。都市機能誘導区域の一部なら、独自区域とせず、「〇〇重視の都市機能誘導区域」としたほうが良いと思います。（国交省：立地適正化計画の手引き【基本編】P37-38 参照） ともかく、きちんと明言しないと、意図しないところで、廃止届を出さないことによる法律違反が発生すると思います。また、計画本編で届け出について記載すべきだと思います。（手引きがあるとしても） もし、都市機能誘導区域でないのであれば、居住誘導区域の話の後に生活拠点区域について説明するなど、都市再生特別措置法上の整理とは別にすべきです。また、誘導施設を都市機能誘導区域としてまとめるべきでもないと思います。	立地適正化計画においては、「地区拠点区域」の設定に当たり、都市機能の集積状況、市民の移動状況を踏まえ、既存ストックの有効活用を前提に、地区拠点区域の 5km 圏で用途地域を指定している区域をカバーできるよう、市内のバランスを考慮して設定しており、6 つの地区拠点のうち関連計画において、本市の発展を支える都市拠点として位置付け、これまで様々な取組を行ってきた青森駅周辺地区・新青森駅周辺地区・操車場跡地周辺地区・浪岡駅周辺地区の 4 地区について、都市再生特別措置法に基づく「都市機能誘導区域」としております。また、医療・商業施設等の既存ストックが集積している造道周辺地区・浜田周辺地区の 2 地区について、本市独自の設定として「生活拠点区域」として整理しており、この生活拠点区域は都市再生特別措置法に基づく区域ではありません。 なお、立地適正化計画を公表した場合に生じる都市再生特別法に基づく届出については、ホームページ上で公開している「青森市立地適正化計画届出の手引き」に詳しく記載しております。	記述・ 整理済
5	第 4 章 防災指針	P122 防災指針について 計画案の防災指針は「市全域」のことであり、間違いではありませんが、居住誘導区域や都市機能誘導区域に特化した取り組みがないのが懸念されます。例えば、都市機能誘導区域・居住誘導区域内の避難施設の増加や、用途地域内で災害エリアから居住誘導区域への移住増加など、数値目標も入れたもっと踏み込んだ防災指針でよいと思います。また、市が担当なら、担当課の名前も記載すれば、計画見直し時の評価のときに集計が楽になると思いますし、担当課も責任持って事業実施すると思います。	本市の立地適正化計画における防災指針については、災害リスク情報と土地利用に関する都市計画情報や都市基盤施設の立地状況等を重ね合わせるにより、都市の災害リスクの「見える化」を行うなど、都市が抱える防災上の課題を分析の上、防災まちづくりの将来像や目標等を明確にし、ハード・ソフトの両面からの防災まちづくりの方向性を位置付けるものとしておりますが、その具体的な取組や対策等については、各分野における関連計画によるものとしています。	反映 困難

「青森市立地適正化計画の改定（素案）」に提出されたご意見と市の考え方

No	項目	意見内容	市の考え方	反映状況
6	第5章 実現化方策	第5章全般として 指標や取り組みを記載していると思いますが、後半は文字一色のため、分かりにくいと感じました。概要版を見て、やっと言いたいことが分かった、という感じです。他の章でカラーたくさん使っているの で、より見やすい内容・計画にしてほしいなと思います。言いたい内容は良いと思います。	各戦略目標ごとに設定している指標については、見やすさに配慮し着色しました。	反映
7	その他 概要版	概要版について 2枚目に居住誘導区域・都市機能誘導区域の地図を載せれば、概要版として成立すると思います。概要 版なので、文字ばかりではなく、イラストやカラーを使ってほしいと思います。	居住誘導区域や都市機能誘導区域を示した図面については、概要版とは別にホームページ等での公開を 予定しております。	対象 事項外